

令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」新旧対照表

改正後	改正前
基安化発0817第1号 令和2年8月17日	基安化発0817第1号 令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号 令和2年10月19日	一部改正 基安化発1019第1号 令和2年10月19日
一部改正 基安化発0705第1号 令和3年7月5日	
関係団体の長 殿	関係団体の長 殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 (公印省略)	厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課長 (公印省略)
剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について
(略) このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されている	(略) このため、剥離剤を使用する作業において発生した労働災害の事例、剥離剤に含まれる化学物質の危険有害性、剥離剤を使用する作業において講ずべき措置などについて、下記のとおりまとめましたので、貴団体におかれましては、下記の事項を傘下の会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されている

か否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、ベンジルアルコールは令和3年1月1日からラベル表示・SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）交付及びリスクアセスメントの実施の対象となっていることにご留意ください。

また、周知用のパンフレットも同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

- 1 (略)
- 2 (略)

(1) ラベル・SDSの入手・確認

- 剥離剤を使用する場合は、必ず添付されているSDSに記載されている事項（特に危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置）を確認すること。

（略）

(2) ばく露防止のための措置

（略）

- 塗料の剥離やかき落とし作業については、
（中略）

平成26年5月30日付け基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において、「剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。」

か否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

なお、周知用のパンフレットの改正版も同封いたしますので、周知にあたりご活用下さい。

記

- 1 (略)
- 2 (略)

(1) ラベル・SDSの入手・確認

- 剥離剤を使用する場合は、必ず添付されているSDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）に記載されている事項（特に危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置）を確認すること。

（略）

(2) ばく露防止のための措置

（略）

- 塗料の剥離やかき落とし作業については、
（中略）

平成26年5月30日付け基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において、「剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。」

とされているところであるが、剥離剤を吹き付けること等により、労働者が高濃度で剥離剤にばく露するおそれがある場合も、鉛中毒予防規則第40条第1号の「著しく困難な場合」に該当することとし、サンドblast工法又は照射部分にカバーが付いたパルスレーザー照射機器と日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタ付きの粉じんを吸引する機器を統合した処理方法（以下「パルスレーザー工法」という。）を用いることが可能であること。ただし、サンドblast工法を用いる場合においては、可能な限り発生する粉じん量が少ない工法を選択することとし、労働者には有効な呼吸用保護具として送気マスクを使用させること。パルスレーザー工法を用いる場合においては、労働者には有効な呼吸用保護具として送気マスク又は全面形面体を有する防毒電動ファン付き呼吸用保護具を使用させるとともに、作業時に有害光線にばく露するおそれがあることから、呼吸用保護具の他、眼球や皮膚へのばく露による健康障害を防止するため、労働者に保護眼鏡等を使用されること。また、パルスレーザー工法を導入するに当たっては、メーカーの取扱説明書等を踏まえた作業手順を定め、安全衛生教育等の実施により、当該手順に基づく作業が行われるよう労働者に徹底すること。

なお、呼吸用保護具については、付着した塗料等が口や手に付かないよう、汚れを取り除く等により適切に管理すること。

3 剥離剤に使用される主な化学物質の危険有害性及び取扱い上の注意事項

（1）ベンジルアルコール

上記1（2）の事例の原因物質であるベンジルアルコールは、いわゆる水系又はアルコール系剥離剤に使用されている

とされているところであるが、剥離剤を吹き付けること等により、労働者が高濃度で剥離剤にばく露するおそれがある場合も、鉛中毒予防規則第40条第1号の「著しく困難な場合」に該当することとし、サンドblast工法を用いることが可能であること。ただし、この場合においては、可能な限り発生する粉じん量が少ない工法を選択することとし、労働者には有効な呼吸用保護具として送気マスクを使用させること。

3 剥離剤に使用される主な化学物質の危険有害性及び取扱い上の注意事項

（1）ベンジルアルコール

上記1（2）の事例の原因物質であるベンジルアルコールは、いわゆる水系又はアルコール系剥離剤に使用されてい

化学物質である。以下アのとおり、強い有害性があり、労働安全衛生法において、譲渡・提供時のラベル表示及びSDS交付、取扱い作業等におけるリスクアセスメントの実施が義務付けられている。これらを踏まえ、使用する際には、健康障害を防ぐために以下イの措置を講じる必要がある。

ア (略)

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

①～⑧ (略)

⑨ SDS等の情報を基に、ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業についてのリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果の労働者への周知、リスク低減措置を実施すること。

(2) ジクロロメタン

(略)

ア (略)

イ ジクロロメタンを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にジクロロメタンが1%を超えて含有されている場合は、以下の措置を講じること(②、③、⑤、⑥及び⑨から⑫までは特化則に基づく義務(罰則あり))。

(略)

る化学物質である。特化則等の規制対象とはなっていないが、以下アのとおり、強い有害性があることから、使用する際には、健康障害を防ぐために以下イの措置を講じる必要がある。

ア (略)

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

①～⑧ (略)

(新設)

(2) ジクロロメタン

(略)

ア (略)

イ ジクロロメタンを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にジクロロメタンが1%以上含有されている場合は、以下の措置を講じること(②、③、⑤、⑥及び⑨から⑫までは特化則に基づく義務(罰則あり))。

(略)